

公益社団法人日本植物園協会役員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第28条に基づき、総会の決議により、役員の報酬等に関して定めるものであり、この規程を変更するときも同様とする。

第2章 報酬等の総額

(報酬等の総額)

第2条 常勤の理事に対しては、年額300万円の範囲内で支給することができる。

第3章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 常勤の理事の月額報酬は、別表1の範囲内で会長が理事会の承認を得て支給する。

2 常勤の理事には別表2の支給基準により毎年6月及び12月に期末手当を支給する。

(退職慰労金)

第4条 常勤の理事が退職したときは、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額は、退職時の月額報酬に役員在任年数を乗じて得た額とする。

3 在任期間が1年に満たない場合、6か月以上は1年とし、6か月未満は切り捨てる。

第4章 支給の方法

(支給の方法)

第5条 毎月の報酬は、毎月一定の定まった日に本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤理事の月額報酬

区 分	月 額 (円)
第1号俸	130,000
第2号俸	170,000
第3号俸	210,000

別表2 常勤理事の期末手当支給基準

6月	月額報酬額の1ヶ月分
12月	月額報酬額の1ヶ月分